

件名	教職員の懲戒処分について
受付日	平成30年12月27日
ご意見・ご提案の概要	チョークを投げる及び靴で頭を叩く行為をした教師には、重く厳しい処分をするべきである。
県の考え方	<p>県教育委員会としましては、学校教育の現場において体罰は決して許されるものではないと認識しております。</p> <p>処分に当たっては、適正な懲戒処分を行うため「懲戒処分の指針」を定め、具体的な処分量定の決定に際し「標準例」に掲げる量定を基本に総合的に判断しているところであります。</p> <p>今後も体罰の根絶に向けて、教職員に対し体罰禁止の徹底に努めてまいります。</p>
担当課	教育委員会 教職員課